

第115回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和5年7月6日(木) 10:00~12:30

2 場 所 遠隔開催 (Web会議)

3 出席者

【委員】

川崎 茂 (部会長)、樋 浩一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子

【専門委員】

滝澤 美帆、江川 章、小松 知未

【審議協力者(有識者)】

小池 芳明

【審議協力者(各府省等)】

千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：坂井室長 ほか

【事務局(総務省)】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官 ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 議事録

○川崎部会長 おはようございます。部会長の川崎です。

ただ今から第115回の産業統計部会を開催いたします。皆様におかれましては、大変お忙しい中御参加いただきありがとうございます。

本日も前回と同様にウェブ参加の委員の方々が大半で私が会議室におりまして、それから、農林水産省、総務省の方がこの会議室におられるというような状況です。そういうことで音声の不具合などが、もしあった場合には、是非早めにお知らせをいただきたいと思っております。

今日は農林業センサスの3回目の審議ということになります。前回から2週間弱の間隔ということになりますが、少し間も空いておりますので、現在の審議状況とこれからの見通しについて最初に申し上げますが、本日の会議資料はこれまでと同じように前回と、第1回の資料も使いながらということになりまして、今日の資料を加えての審議ということ

になります。

今画面に表示して御覧いただいているのは、言わば審議項目の目次ということですが、前回までの審議では、このページの下の方にある農業集落調査の方を優先して審議をしていただきまして、ここの審議が大体、終了したということで、それに加えて上の方に戻りまして、農林業経営体調査、こちらの調査票レイアウトの変更、それから、2の調査事項の変更というところで、特に労働力関係を中心に審議が行われました。前回の部会後に、それについて追加の質問を出していただき、それについて今日はお答えをしていただくというのが、今日の一つの大きな議論の固まりです。

それからその後、その他の事項についても審議していただき、最後その他の変更ということで、下の方にありますようなことになっていくということです。ということで今日の審議、大変、審議事項が多くありますが、実は、ややつらいのは今日が第3回で、あともう1回しか予定を組んでおりません。そういうことで、今日は、Ⅲのところ、全体の最後のところまで審議が終わればというふうに思っています、次回の審議ではおおよその最終的な答申案の取りまとめに入っていけるぐらいの目標で進めていけたらと思っています。

ということで大変タイトではないかと思えます。特に今日の議題は、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、農林水産省からお答えいただき、それで審議をする部分がありますが、ここは多分いろいろ御意見もあるのではないかと思いますので、少し時間がかかるかもしれません。そういう中で、是非皆様、効率的に意見交換をしていただけたらと思っています。

今日は12時までの会議という予定になっておりますが、もしかしたら延びるかもしれません。そういう状況でもありますので、もし委員の皆様で、12時にはもう退席しなければいけない方もおられるかと思えます。その場合には退席していただいても結構ですが、是非その前にここだけは言っておきたいという点がありましたら、少し割り込んでいただいても結構ですから、その方に先に発言していただくようにしようと思えますので、是非発言漏れないようにしていただけたらと思っています。

それから、委員の出欠について申し上げますと、今日は、清水臨時委員が御欠席ということですが。

それでは、前置きが長くなりましたけれども、早速、審議に入りたいと思います。先ほど申し上げましたように、1番目の議題が農林業経営体調査の調査事項の変更の中での、特に労働力に関する調査事項ということで、審議をお願いしたいと思います。

これにつきましては、本日の資料1-1ですかね、今画面のこちらですね、これと資料1-2に質問事項が出ております。これは委員の皆様、それから私自身も出した意見でいろいろたくさんありますけれども、短期間のうちに農林水産省において、これだけたくさんの質問を丁寧にお答えいただいておりますので、今日、その審議ということになります。

まずは、質問事項をまとめて事務局から説明していただき、その後、もし質問事項について補足があれば出された委員からしていただき、その上で、農林水産省からお答えをいただくというふうに進めたいと思っています。

それでは、前置きが長くなりましたが、事務局の方から、資料1-1、それから1-2、これらについて、御説明をお願いしたいと思います。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、資料1-1を御覧ください。

前回の部会で示された御意見や、部会終了後に提出いただいた御意見をなるべく経営体調査票の設問順に沿って集約したものとなり、それぞれ説明いたします。

1は、年齢階級別に把握する設問について、若年層の階級区分を細かくできないかというものです。

2は、農業項目全般の要望として、これまで「農業」と表現していた部分を「農作業」とされていることについて、変更する必要があるかというものです。

3は、経営の継続期間について尋ねる項目について「経営開始」と「経営継承」の定義に紛れがないようにすべきというものです。

4と5は、経営主の過去1年間の状況を問う設問についてですが、4は選択肢が分かりにくいので、改善すべきというもの。5は、個人経営体と団体経営体を一つの項目にするのは無理があるのではないかというものです。

次に、6は後継者確保の項目について、正確な回答を得るためにより具体的な説明が必要ではないかというものです。

7ですが、①は臨時雇いについて説明の充実が必要という御意見、②は、将来課題として外国人の把握の必要性についての問題提起です。

続きまして、8は、経営内部の個人ごとの情報について記載を求める部分について、①は、世帯主との続柄は残すべきという御意見、②は、農業に従事していない者も個人ごとに情報を把握すべきではないかという御意見で、これらにより今回設けようとしている世帯人数を聞く設問や、経営主に関する設問の一部について、新設が不要になるのではないかという御意見です。

資料1-1としてはあと2つですけれども、9と10は、農業生産関連事業に関するものです。

9は、関連事業の過程で、農作業が発生する場合があることから、従事人数の把握について配慮が必要というもの。10は、実人数ではなく延べ人数、つまり従事日数を聞くべきという御意見です。

以上が追加意見の資料の一つ目となりますが、これら意見を委員の皆様事前に提供したところ、労働力については更に御意見をいただきましたので、資料1-2として別にまとめております。こちらを御覧ください。

このような経緯もあり、資料の〈問○関係〉の問番号は、資料1-1の質問事項と対応しております。

まず、問1関係です。これは調査票2ページの世帯人数の設問への質問ですが、この項目が林業経営体にも回答を求めるという視点に立つと、説明が不十分ではないかというものです。

次に、問3関係です。経営開始・経営継承の期間を問う設問についてです。まず、1は、原案の設問構成が分かりにくいので、設問を明確に分ける方がよいのではないかというも

の。

2は更に踏み込んで、そもそも「経営開始」、「経営継承」を分けて聞く必要があるのかという問題意識から、結局、経営主としての期間を聞けばよいのではないかというもの。

そして、3ですが、仮に「経営継承」「経営開始」の別で把握するのであれば、用語の定義を分かりやすくする必要があるのであるというものです。

最後に、問7関係といたしまして、今回新設される調査票4ページの3の(1)ですけれども、農作業に従事した人数の合計項目について、1ではそもそもこの問いが必要なのか、次に2は、仮にこの問いを残すにしても、回答欄右にある矢印により誤誘導を引き起こす懸念があるという問題提起、そして3といたしまして、「経営内部」の説明について任意団体の場合は構成員を指しますとありますが、この説明は具体性を欠いているのではないかという御意見です。

長くなりましたけれども、事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。先に進む前に内山統計審査官から補足の御説明あるということをお願いします。

○内山総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官 事務局の説明の冒頭で申し上げるべきところだったのですが、資料1-1、1-2ですが、前回の部会では労働力関係、それとそれ以外の事項という形で議論を分けて行っていただきました。そういったこともあって資料1-1におきましても、労働力関係とそれ以外と分けています。資料1-2、こちらの方につきましては、労働力関係が専らということでございますので、今の事務局の説明においても資料1-1に関しては10番まで、それから、資料1-2に関しては全てという形で御紹介いたしました。

ですので、まずは労働力関係の追加質問、御意見に関して議論していただいて、その後、労働力関係以外の事項、資料1-1の11番以降等につきまして、議論いただくという形で分けて議論していただければと思います。よろしくをお願いします。

○川崎部会長 ありがとうございます。それで今の委員の方々からの質問、御意見ということなのですが、小松専門委員から、補足として問題意識を書いた紙もいただいております。もしこの段階で小松専門委員から何かこれまでの資料等に関しまして、御説明などに補足がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小松専門委員 直接のコメントをお配りいただきましたので、細かい点は、こちらを見ていただければと思います。時間もない中ですので、要点をまとめていただいたものに沿って御審議いただければと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。今、おっしゃった小松専門委員の詳しい御意見、御説明等につきましては、資料1-1の5ページ以降に別紙として付いておりますので、問題意識をよりよく理解されるためには、委員の方々にはこの辺りを御覧いただければと思います。

さて、以上が質問の内容ということになりますが、それに対して、お答えの方を農林水産省の方からお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いたします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 委員の皆様からの

質問にお答えする前に、調査設計に関する事情について少しお話しさせていただきたいと思えます。

調査項目についてはたくさんあるにこしたことはなく、あれば何かしら利用する機会があると思えます。しかし、限られた期間に限られた予算と人員で調査を終えるには、調査項目を真に必要なものに絞り込んで調査設計する必要があります。

このような考えの中、農林業センサスの調査票のボリュームは、データのニーズと調査を実施する都道府県、市区町村、調査員の労力のバランスを考慮した設計として、取れんされているところであります。このため、新しい項目を追加する場合は、利用が低下した項目については役割を終えたと判断して、把握を取りやめることとしております。

本日の審議協力者として参加いただいている千葉県の鈴木課長、静岡県の大石課長はよく御存じだと思えますが、調査を法定受託事務として実施していただいている都道府県の皆様からは、毎年要望が寄せられる機会がございまして、その際の意見交換の中でも、農林水産省の調査は専門性が高い上にボリュームも大きく、他の基幹統計に比べて、審査にかなりの時間と労力を要するため、大変だと伺っております。

調査を今後も持続的に行っていく上でも、このような意見をしっかり受け止めて調査設計を行う必要があると考えております。調査の設計に当たって、農林水産省内の研究会で議論する際にも、研究者のほか都道府県の統計担当部署の方や実際に調査票を記入する経営体の方にも参加いただき、御意見を伺い判断しているところであり、このような事情の下の回答であるということをお理解いただきたいと思います。

それでは、お答えさせていただきます。まず、労働力関係の1問目です。2ページ、6ページ、16ページの年齢階層別のところ、年齢階級別の20歳から29歳、30歳から39歳を5歳刻みにできないかについてでございます。

この項目につきましては、基幹的農業従事者の表章と同じ年齢区分で比較できることとなりますので、御指摘を踏まえて、この資料の図のとおり20歳から39歳についても、5歳刻みの区分に改めたいと思えます。

次に、2問目です。農業と農作業という言葉の使い分けについてでございます。2020年の調査票の4ページを御覧ください。ここでは、農業と農業生産関連事業の回答が同じページにありましたので、「農業」と「農業生産関連事業」という用語でも両者が別々であることが明らかでした。

今回の調査票では、4ページに農業、12ページに農業生産関連事業と別ページに分かれてしまいましたので、農業には農業生産関連事業は含まれないことを明確化するために、農業を農作業と表記することとしております。なお、単に農作業と表記しますと、経理事務などの管理労働が含まれないのかという誤解が生じてしまいますので、括弧書きで、農作業には管理労働が含まれることを明記しております。

次に、3番目、「経営開始」と「経営継承」の説明について、誤って記入されないように、経営開始、新規参入や独立による創業によることを明記してはどうか、ということでございます。この部分については、御指摘を踏まえまして、注釈に以下のとおり記載したいと考えております。この部分については、資料2-2の関連項目で、2ページ、3ペー

ジ、4ページを御覧ください。

1番のところでも、資料2-2に関連項目がございました。管理項目の年齢階級別のところですが、資料2-2の1ページを御覧ください。

同じ質問で、農業または林業に従事していない人も含む説明が必要ではないかという意見でございます。この点については御指摘を踏まえて、設問文に農業または林業に従事していない人も含みますと明記したいと思えます。

その下の2番目、自営農業に着目した設問なので、林業経営体が記入不要と誤解するのではという御懸念についてです。この点についても御指摘を踏まえまして、注釈を設けて明記したいと考えております。林業による所得が多い方は、農業以外の所得が多いに記入してくださいというふうにしております。

次に、資料2-2の2ページ、3ページ、4ページです。まず、調査票3ページの右上で、2では2つのことを一度に聞いているため分かりにくくなっているのではないかと御指摘についてでございます。この部分につきましては、御指摘を踏まえまして、設問が2つあることを明記し、選択肢も以下のとおり修正したいと考えております。当該経営は「自ら経営した」と「経営を引き継いだ」のどちらですかと。また開始または引き継いで経営主となつてからの年数は何年ですかと、それぞれ該当するもの1つに記入してくださいとしております。

内容についても、「経営継承」と記入していたところを「自ら開始した」、「経営開始から」と記していたところを「経営を引き継いだ」と改めております。

次に、資料2-2の3ページで、1と同じ部分について別の視点からの御質問です。「経営開始」、「経営継承」を分けて聞くことでかえって報告者に迷いが生じるのではないかと。この経営体の経営主となつてからの期間を教えてくださいと聞けばよいのではないかと御指摘についてでございます。

農林業経営体については、個人、団体を問わずそこで働く「人」の動向と併せて、経営部門や経営規模の変化を伴いながらどのように発展しているかを把握することが重要であります。農業において、経営主の考え方で経営内容が大きく変わることも多いことから、例えば、親子間の経営体の継承であっても、経営主の交代について把握することは重要な意味を持っております。この考えに基づきまして、2020年調査においても、経営継承の設問を設けたところであります。

今回の調査票では、新規開始、継承それぞれの形でどのような方が経営主となつて、どの程度の年数を経てどのように経営が変化していくかということが、構造分析ができるような設問を設けております。

続きまして、同じ資料の4ページ目、更に同じ部分の設問についてです。「経営継承」「経営開始」の別で把握するのであれば、用語の意味するところを報告者にも分かりやすく伝えることが必要ではないかという御意見についてです。

御指摘を踏まえて、1のところでもお答えしましたが、「経営開始」については「自ら開始した」、「経営継承」については「経営を引き継いだ」にそれぞれ変更するとともに、注釈に「自ら開始した」に該当する場合について、分かりやすく明記しております。

これらの変更によって、経営の開始と継承について正しく理解いただけると考えていますが、例示されたケースについては、以下のとおりとなっております。

それでは、元の資料2-1に戻りまして、3ページ目でございます。4番目の質問です。3ページ目、4の過去1年間の主な状況について記入しにくく、誤解が生まれやすいのではという意見でございます。この部分につきましては御指摘を踏まえまして、個人経営体の方が記入する欄と個人経営体以外の方が記入する欄を分けて、誤記入のおそれがないように整理いたしました。下の図を御覧いただければと思います。

次に、4ページ目でございます。5番目、これも3ページの4の部分です。4番で答えたとおり、個人経営体と団体経営体を分けます。4ページ以降は、設問を農業経営体向けと林業経営体向けに分けておりますので、いずれも経営主の状況によって記入する項目がないことから、農林業兼業も含めた全ての経営体の設問として【2】の4が必要となっております。

次に、6番目の質問でございます。調査票3ページ下の5です。雇用労働力が経営内部か外部かの誤記を避けるため、注記が必要ではないかという御指摘でございます。この部分については御指摘を踏まえて、以下の通り調査票に注釈を追加しております。

前回の記入の仕方の記述のイメージがしづらいとのことでもございましたので、文を改めております。真ん中の部分、「親族以外の経営内部の人材」とは、親族以外で当該経営の役員・構成員及び雇用者をいいますと記しております。

次に、7番目でございます。調査票4ページ目の1です。常雇いの部分について農業研修生、手間替え、ゆいの追記することについてと、外国人労働者の把握についての御意見でございます。まず、臨時雇いへの追記につきましては、手間替え、ゆいは手伝いに含まれますので、以下のとおり、研修生を選択肢の例示に記載することにします。林業についても同様に改めます。

2つ目の外国人について、2030年以降の調査において、把握の必要性和ニーズを踏まえて検討したいと考えております。これについては資料2-2に関連の質問がございます。資料2-2の5ページ、6ページを説明いたします。農業に従事した人の情報は、2から4の情報と重複しているのでは、負担ではないかという御指摘についてであります。

【3】の1の設問は、記入者の誤記や回答漏れ、同一人物の重複計上を防止する観点から、初めに全体の労働力を俯瞰して属性ごとに合計人数を記入していただきまして、次に、それぞれの属性ごとに詳細を記入していただくように設計しております。

これによって記入者の誤認や回答漏れの防止に加えまして、調査員や市区町村、都道府県といった調査実施者における審査も容易となり、審査事務の負担軽減にもつながると考えております。

続きましてその下、更に設問を残すとしても、回答欄の右にある矢印により誤誘導を引き起こす懸念があるのではという御指摘についてでございます。この部分については、御指摘を踏まえまして、記入漏れを防ぎ、本項目と関連する項目を明示するため、以下のとおり修正いたしました。矢印も交差させずに、明瞭にいたしました。

次の6ページ、更に「経営内部」の説明について、任意団体の「構成員」の説明が具体

性を欠いているのではないかと御指摘についてです。まず、「任意団体の構成員」とは、農業集落組織や協業経営体における構成員のことを言います。それぞれの組織において構成員として位置付けられている方が該当いたします。

例えば、参加世帯の代表者のみが構成員として参加されている場合や、参加世帯の世帯員で組織の農作業に参加している人は全員構成員として位置付けられている場合がございます。調査票を回答していただく集落営農組織の代表の方は、自らの組織で誰を構成員として位置付けているかということは十分承知されていると思いますので、この問いには回答をいただけるものと考えております。

再び資料2-1に戻りまして6ページでございます。調査票4ページ、2の世帯員と続柄については残すべきではないかということと、農業に従事していない者も個人ごとに情報を把握すべきではないかということについてです。

まず、農業に従事していない者について、個人ごとの記入を取りやめることについてお話しします。農林業センサスは、2005年に、それまでの農家、林家という世帯概念に着目した調査から、経営に着目した調査に改めました。その中で農林業経営体が営む農林業の経営に関する項目を把握することとしたところであります。

ただし、それまで世帯概念で調査していたデータとの連続性を考慮いたしまして、2015年調査までは、農家分類での集計も行うとともに、2020年まで15歳以上の全ての世帯員について、個人ごとに把握してきたところであります。

しかしながら、2005年調査から2020年調査まで4回の調査でデータの連続性が確保されたと考えられることや、記入者・調査実施者の負担軽減を図る必要があることから、今回の調査では、農林業経営体調査の本旨に沿って、農業に従事した人のみ把握することとしております。

また、本設問の目的は経営内部の労働力の詳細で、年代や性別と農作業の従事状況をクロスさせて把握することが主眼でございますので、記入者・調査実施者の負担も踏まえまして、続柄の項目は設けないということにしております。

なお、今回の調査では関連する項目といたしまして、【2】で、後継者に係る項目を充実し、農業経営の継承の見通しについて、把握することとしております。

続きまして、9番目です。12ページの下の3、農業生産関連事業の従事者の把握について、誤った記入がされるのではないかと御懸念についてでございます。

本設問は、「農業生産関連事業に従事した人」を「農業生産関連事業のみに従事した人」と、「農作業にも従事した人」に切り分けて把握するためのものです。記入者の誤解を招かないように、これまで、「うち、農作業には従事しなかった人」を把握することとしていましたが、ここを逆にして、「うち、農作業にも従事した人」に改め、集計の際に差引きにより「農業生産関連事業のみに従事した人」を算出することにしたいと思います。

また、御指摘のように、観光農園における農業生産関連事業と自ら行う農業生産に係る農作業が混同されることがないように、調査対象者へ別途配布いたします記入の仕方に説明を補足したいと考えております。

最後、10問目です。同じく12ページ下の3についてです。まず、①農業生産関連事業

の延べ人数を優先して把握すべきという御意見と、②「農作業には従事しなかった」には管理労働を含むのか含まないのかが不明確との指摘についてでございます。まず、①については延べ人数、これは従事日数の合計ですが、この把握のためには個人ごとの従事日数の記録が必要でありまして、記入者の負担が大きいことから、農業生産関連事業については、基本的な労働力指標である人数を合計で把握することとしております。

②につきましては、農作業及び農業生産関連事業には、管理労働も含まれますので、下の図のとおり、その旨を括弧書きで明記することといたします。

また、農業に従事した人を【3】で把握しますので、本設問で「農業生産関連事業に従事した人」及び「そのうち農作業にも従事した人」を把握すれば、「農作業のみに従事した人」、「農業生産関連事業のみに従事した人」及び「両方に従事した人」を切り分けて把握できると考えております。2020年調査でも、同様の設問構成で経営内部の労働力を切り分けて把握できておりますので、大丈夫かなというふうに思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。たくさん質問でしたけれど、一つ一つ丁寧に答えていただきました。

それでは、今の御説明がありました労働力関連の事項についての御質問、御意見などをお願いしたいと思います。項目によっては、議論の中身の重い軽いがあるかと思っておりますので、先にざっと項目を眺めて確認させていただきたいと思っております。その上で重たそうな項目を取り上げさせていただきたいと思っております。今、宇南山臨時委員のお手が挙がっているのは拝見しました。少し恐縮ですが、もうしばらくお待ちいただいて、こうさせていただけたらと思っております。

まず、設問を調査票の順番で御覧いただいて、確認させていただけたらと思っております。恐縮ですが、画面に調査票を表示していただけますでしょうか。一番上の方まで戻っていただいて、これまで御質問あったことについてお答えをいただいたので、そのまま御質問に対して了解しましたとお答えいただいているのがほとんどだったと思っておりますが、少し念のため見ていただきまして、その更に下までいっていただきまして、このところで2ページ目の2のところですかね。2のところ（1）、（2）のところの変更について御意見がありましたけれども、この御意見は、農林水産省としてその考えを受け入れますという御返事だったかと思っております。

それから、その次のページにも幾つか御意見がありました。例えば2の経営主の右側のところもこういうふうになっているのが原案でしたけれども、これは先ほどの御説明では、2つに分けて右のところの145のところを変えていくということですかね。そして説明も少し追加していくというお話だったかと思っております。

そのようなことを順番にお答えをいただいておりますが、まずここまでのところで、この前のページとこのページにつきまして、特に御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

では、宇南山臨時委員からお願いします。

○宇南山臨時委員 すみません、私、前回と同様に続柄のところなのですが、今の範囲で

いうところの世帯人員、特に詳細化するというのがいいだろうという話になっているので、少しこのところの関連なのですが、あの方がよろしいでしょうか。

○川崎部会長 今回の話題は多分私の感覚では8番目に近いかなと思うのです。資料2-1の8番目の辺りが続柄の問題、資料2-1の6ページ目になりますかね、この問いに関連するのが今の宇南山臨時委員の御意見かと思えます。ここで少しじっくり議論していただいてよろしいですか。

○宇南山臨時委員 後ほどにします。

○川崎部会長 そういうことでよろしくお願ひいたします。すみません、それ以前のところで、調査票で言えば2ページ目、3ページ目のところについていろいろ変更などの御意見をいただいて対応するというので、農林水産省からいただいております。そういうことで特段問題ありますでしょうか、何か御意見ありますでしょうか。

では、小松専門委員お願いします。

○小松専門委員 質問と回答の2番目で、用語、農業か農作業かというのがここで初めて出てくるので一言だけあるのですけれど、農業生産関連事業とそれ以外を明確に分ける意図の方を優先し、用語の継続性よりも農業生産関連事業ときちんと明確に区分したいということは分かりました。

その上でなのですけれど、やはり農作業は農作業と回答者も受け取ると思うのです。農作業に管理労働を含むということに、社会通念上も違和感ありまして、調査票の欄とかも限られているので農作業及び管理労働にはならないのかなと思いました。もしくはもっと正確に言うなら、農作業及び経営管理労働だと思うので少し御検討いただきたい。というのも農作業自体に、農家の人としては農作業に含まれる管理という言葉は、機械作業と管理作業とあって、農作業に管理が含まれるというと、経営管理労働というのは直感的には結びつかないのです。含むというのがやはりどうしても違和感があって、農作業という言葉で統一するなら、及び管理労働等というのものもあり得るのではないかなと思いました。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。もう一方、小西臨時委員からも手が挙がっています。お願いします。

○小西臨時委員 私も小松専門委員と同じ点についてコメントします。前回から議論になった農業と農作業という言葉が出てきますが、農作業に対して括弧書きで管理労働を含むと言われると、混乱するのではないかなと思えます。ですので、今、小松専門委員がおっしゃったように農作業及び管理労働が良いと思います。もう一つ、大きく区別しなければいけないのは、農作業が農業生産関連事業とは違うということが、この最初の冒頭の部分できちんと回答者の方に伝わっていることが重要だと思います。

ですので、農作業という言葉しか出てこないから説明がなくて良いということではなく、今までは農業という言葉を使って、それが農作業に変わったということが伝わる必要です。従来は農業には農作業と管理労働を含む（農業＝農作業＋管理労働）と定義していたが、これからは農業を農作業に置き換え、農作業に労務管理を含むということにするというのが伝わる必要があります。そして、同時に、農作業に管理労働を含むことが妥当

かを議論する必要があります。私は、農業という業に対して農作業と労務管理は対等なので、及びにするのが良いと思います。その上で、これから使う農作業という言葉には農業生産関連事業の生産、エネルギー生産等、他の産物は入らないということがきちんと伝わる形にする必要があります。

8ページの御説明のところを聞いていますと、説明された方も、農作業と書かれているのを二、三回、農業と読まれました。揚げ足取っているとかそういうことではなくて、やはりそれぐらい農業と農作業という言葉をよく御存じの方でも混ぜてしまうわけです。調査は毎日、毎月やるわけではないので、5年ぶりに調査票を見た方が戸惑わないように、きちんと何を答えてもらいたいのが分かるような注書きなり書きぶりにしていただけるといいかなと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。私も今のお二方の御発言を聞きながら、確かに農作業の中に管理業務が含まれるというのは、日本語として少し違和感があるなという気もしました。

それともう1点、私からもこの関連で念のための確認ですが、農業生産関連事業のために農作業が発生することがあると、たしか前回の部会でも御発言があったと思いますが、その農作業も、「農業生産関連事業」としてではなく、「農作業」としてカウントすることなのですよ、恐らく。ということで今の御意見を踏まえまして、農林水産省から何かコメントはありますか。農作業及び管理業務ですか、こういう表現の方が誤解が少ないのではないかと、そうした方がいいのではないかと、正確に回答者に概念が伝わるようにということなのですが、いかがでしょうか。もしこの場で決断が難しいようでしたら、また、次回答えるということでも構わないかと思いますが。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 おっしゃること、ごもっともだと思います。ただ、調査全体の関連をもう1回チェックしないと分からないので、少し検討したいと思います。

○川崎部会長 よろしくお願ひします。確かにここだけ直したらどこかにはねることもあり得ますので、その辺り少し確認をしていただいで、是非よろしくお願ひいたします。それでは、今のところ、どうぞ、内山統計審査官、お願ひします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 すみません、内山です。今お二方から御意見をいただきました。調査票4ページの【3】のタイトルで「農業の労働力」と書いていて、「1」で「農作業に従事した人数」と別の用語が使われていることを考えると、委員からの御意見を踏まえた一つの案としては、「農作業」を「農業」に戻す、要は前回ベースですよ。農業に戻した上で、括弧で管理労働を含むと、その中で※印か何かで、ここには農業生産関連事業は含みませんというような形で対応するというのも、一つの案なのかなと思いましたので、また、検討の参考にしていただければ幸いです。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。確かに今お二方の委員からの御提案はかなり有力な案だと思いますが、それ以外にもあるかもしれませんので、それも含めて少し御検討い

ただくということをお願いできたらと思います。

それでは次のところに進みますが、今の調査票で言えば2ページ目、3ページ目、経営体の概要と経営主のところが大体カバーされつつあります。ただし、世帯員続柄の問題は脇に置いて、2ページ目、3ページ目のところの質疑に関してはよろしいでしょうか。

特にないようでしたら先に進ませていただきまして、今度は調査票4ページ目の農業の労働力の経営主を除くというところで、いろいろ世帯員全員といいますか、労働力全員について聞いていくところがあります。資料2-1の6ページ目に少し順序が戻りますけれども、調査票としては設問の【3】の2で、4ページ目でこのような一覧性のある形で把握することと、【1】の2での設問で年齢別に把握することとよく似ているようなところもありますので、少しそういう観点からこれだけ脇に抜けさせていただいたという事情があります。ということでお待たせいたしました、宇南山臨時委員から、御発言をお願いできたらと思います。よろしく申し上げます。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。宇南山です。

前回【3】の2の部分に続柄を付けて、及び農作業に従事した日数というのに「従事していない」というのを加えて、結果的に最初の2ページにある、世帯員の人数というのを記載しないで済ませた方が、結果的に記入負担が少なくかつ情報が多いのではないかと、私からの質問でありました。

今回続柄は経営体をベースにしているということと、あまり利用のニーズもないというのは元々の、負担軽減を図るという必要があるということで増やさないという御回答だというふうに理解しています。

私、今、少し考えてみたのですが、まず、第1に最初に確認しておきたいのは、このところで農業に従事していない人も一度にまとめて聞いてしまうと。しかもそれを続柄も含めて聞いてしまうということが、本当に調査負担の増加なのかという点であります。スペース的には恐らくここに続柄が符号で言って2列と、従事していないの1列を足すとすると、3列増やすことになるわけですがけれども、世帯員の人数、今回は小松専門委員の御指摘を踏まえた上で20代、30代も5歳刻みにするということになりますと、通常の農家であれば、ほとんど各年齢に該当する人数が1人か2人かというような状態になるかと思っておりますので、ここで個別の人間で答える方が本当に負担が重いのかという点は、まず、確認したいと思っております。

もしも負担が軽減になってないとするならば、なぜそういう変更するのかをもう少し御説明いただきたいと。

もう一つ、この農林業センサスは経営体に関する調査であって、農家の調査ではないという御指摘ですが、これについては現実に質問事項、4ページ、5ページで、経営内部の労働力の詳細というのが個人経営と個人経営以外に分かれていて、個人経営以外の場合には、過去1年の主な状況というのが詳細に聞かれていて、これは取りも直さず、やはり農家世帯の単位で労働力が供給される傾向が強いということを意識した質問事項だと思いますので、現状でも、やはり個人経営というのは農業の非常に重要なパートを占めていますので、こういうふうに分けるのは合理的だと思いますし、その意味では農家として

の調査というのは依然として薄れてないと思いますので、ここのところをやはり農家の調査としての性質は維持してもいいのではないかなと。

最後もう1点、私から指摘したいのは、前回、2020年の調査において、同様に続柄の項目を削除しようというのが原案で統計委員会に出されていてまして、第82回の産業統計部会の資料を見ますと、農林水産省からの回答として、個人経営体の割合が9割以上を占めている中、地域の農業については、途中飛ばしますが、個人経営体が担っている状況もあるということと、個人経営体における農業に従事している者の既婚率や、2世代家族経営や3世代家族経営といった経営構成の分析をすることが有用だということを指摘した上で、続柄の把握を続けますと回答されています。

この状況に大きな変化がないとすると、なぜ今回削除になるのかというのが質問になりまして、更に農林業センサスの研究会の議事録、2025年の調査の農林業センサスの研究会の議事録を拝見いたしましたところ、必ずしもその続柄を削除するということについて、私の見落としかもしれませんが、大きな議論があったようにも見受けられないのですが、どのような判断で、2020年からこの重要性が変わったと判断されたのか教えていただければと思います。

長くなりましたが、以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。この続柄を把握するかどうかという単純な質問に見えますけれども、実は、これは最終的な調査の本質といいますか、世帯としての調査と、経営体としての調査、これは両面がこのセンサスにあるということで、その世帯としての調査というのをこれだけ簡略化していいかというのが恐らく根本的な質問だろうと思いますし、私自身もその点は本当に、この資料2-1の6ページの回答8のところにある1番目のところです。ここは実は読んだ瞬間に私自身も少し違和感を持ったところではあります。

現実にはどうかということで、私なりに調べたみたのですが、個人経営体は、農業経営体の中で96%を占めていますし、経営耕地面積ってどれぐらいか少し調べてみたら77%、団体経営は23%ですが、経営耕地面積についても圧倒的に多くを占めているわけです。決して侮れない、軽視できない規模だと思いますので、そういう意味でも世帯としての捉え方を軽くして大丈夫かという御懸念は私もある程度共有しているところです。

ということで、そういうことを考えながら回答負担、あるいは審査の負担、そういうことも含めて考えて、このような問いかけで現在の2ページ目のような、世帯の状況のようなところを単に5歳階級で人数だけ聞くということでもいいだろうかと。むしろ続柄など、個別に聞いた方がかえって記入もしやすいし、審査をしやすいのではないかと、そういうような趣旨の御質問かと思うのですが、いずれも御質問、3つのポイントになっていたかと思いますが、その辺りを念頭に置いて、お答えいただけたらと思いますが、もうお一方、小松専門委員からもお手が挙がっていますので、御発言をお願いしたいと思います。それを受けて多分関連する御質問だろうと思いますので、その御発言を受けて、農林水産省からお答えいただけたらと思います。では、小松専門委員お願いします。

○小松専門委員 1つ目は、先ほどの宇南山臨時委員の御発言を補強する形で言うておき

たいことがありまして、世帯に関する調査を今回中止するというので、どこでどのような判断でその重要性が薄れたというか、中止しても構わないということになったのかという質問があったので、それに御回答いただければと思うのです。というのも、過去の統計審議会の答申を見ていると、そもそも2005年の経営体調査、用語が変わったときにおいても、センサス自体は経営に関する産業統計と世帯統計と地域統計、この3本柱で続ける中で、その使い勝手や分かりやすさが向上するというような位置付けでまとめられていまして、そもそも2005年のときにその世帯統計としての位置付けはいずれ連続性が担保されたら停止してもいいというような話にもなっていないと思うのです。

2020年もそれを引き継いで、引き続き重要だということになっているので、回答にあるようなスタンス、経営調査になったので、連続性が担保されたらそこまで終わるといような合意だとか審査結果が得られた過去の記録があるようにもこちらの利活用側は認識していなかったもので、それが何か転換するようなことがあったら、教えていただきたいなということで、これは全く同じ意図の質問です。

そもそもこの点について、農林水産省のスタンスがもし世帯人の調査も必要なのだけれども、負担軽減や調査労力的な意味で継続が難しいということなのであれば、重要性はあるけれども、難しいということであれば国勢調査とのリンケージを最大限検討した上で、そちらの方とうまくリンクするのでセンサスの方からは除くとかという議論があるなら、また、受け止めが変わってくるかと思うのですけれど、今回もそういうことの検証もなくやめるということになっていまして、その必然性はないのか、やめるに当たってほかの代替手段の検討もなされないまま中止になるということで本当にいいのかということが気になっています。

というのも、短く1点だけ言いますと、農業政策上の基本計画でも、専門的な経営モデルを作った上で、多様なライフスタイルの取組事例を付して、農林水産省の支援の対象にしていますし、そちらの方では農家という用語を意識的に使っていて、世帯をベースにした農業、必ずしも専業ではないような対象も政策支援の対象として考えられているので、やはり世帯農家としての実態が分からないと、こういう多様なライフスタイルに応じた経営展開の支援というのは難しくなるので、政策的にもこのセンサスで世帯単位の動向が動態として分かることが、動態として分かる手段を残しておくことが非常に重要ななと思いました。

年代とのクロスで確かに量的には分かるのですが、ライフスタイルやライフサイクルに応じて、ライフ・ワーク・バランスを変えられる子育てや結婚などに応じて農作業の従事日数を変更している。そういうような展開が農業の特徴としてあってとかという分析をするなら、やはりパネルデータで動態として正確に把握できるとかなり特徴が捉えられるので、研究者側もそういう踏み込んだ研究を専門としている方も複数おられますので、やはり年齢とのクロス以上の把握する手段を失うというのは政策的にも失うものが大きいのではないかなと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。いろいろ御意見をいただきました。

農林水産省の方からお答えいただこうと思いますが、少しもう一度論点を整理しますと、宇南山臨時委員から3つの点について御意見が出て、更にそれに対して、小松専門委員からも一つ追加、補強的な御意見が出たと思います。

一つは、まずは労働に従事していない人まで聞くということは、本当に調査負担の増加あるいは回答負担の増加なのかということです。これは宇南山臨時委員が前回提案されたようなやり方だったら、そうならないのではないのかというのが前提にあるかと思います。これが調査負担の増加があるからできないというのは本当にそうかというのが1点です。

それから2点目が、その世帯の調査としての役割というものはそれほど重要ではないということについては、それは本当にそうなのかというのが御質問のポイントで、更に、そのために続柄を削除する、そういう情報を落としていくことについてどういう議論がなされたのかというのが御質問だったかと思います。これが3点目です。

それからそれに関連して、特に今の小松専門委員の御発言はそれにほぼ同調されていると思いますけれども、仮に削るのだとしたら代替手段はないのかということもおっしゃっておられるわけです。相変わらずその世帯の情報が重要だという前提でおっしゃっていると思うのですが、そういうことで大きく分ければ宇南山臨時委員の3点と小松専門委員の1点ということかなと私なりに整理いたしました。

ということで、少々難しい問いかとは思いますが、農林水産省からお答えいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えします。

まず、冒頭お話ししましたけれど、そのデータのニーズと労力のバランスで、調査の項目を設定しているということをお話ししましたけれど、それを少し御理解いただいた上で、まず1つ目の、これが本当に調査の負担減になるのかという点についてです。

前回の説明で、4分の1の記入が減少するとお答えしましたが、経営体1件にすれば1人とか2人とかだと思うのですが、実際に調査員、市区町村、都道府県が審査する場合も全体の4分の1に対して負担が軽減されると考えております。特に毎回センサスが終了した後、次回の改善に向けて都道府県から問題点等を聞く機会を設けているのですが、その中でも、世帯員欄については記入漏れの際の問合せに苦慮したと聞いております。

特に続柄についてはプライバシーに関する要素が強く、例としては、年齢が離れているので子供かなと思って聞いたら、年の離れた配偶者であったりとか、あと、未婚のまま家にずっといらっしゃる方がいる場合とか、離婚して戻られている方がいる場合など、なかなか聞きづらいというふうな声があったと記憶しております。

そういったところから持続可能な調査として行っていくためには、やむを得ない判断かなということ考えております。

次に、世帯の情報については、2005年調査から経営体概念を導入して、次の2025年で20年になるわけですが、この間、世帯概念のデータも先ほど説明しましたように集計はしてきました。世帯員を把握する設問から作成される統計表としては、家族経営構成別の経営体数のほかに、世帯の状況に関する統計を作成しているのですが、今回、世帯員を落とすことによって、このうち過去1年間の生活の主な状態別世帯員と、配偶者がいる経営

主というこの2種類の統計表が作成できなくなりますが、農業に従事した世帯員に関する統計表13種類は2025年以降も集計いたします。

それと分析については、現在では、農業白書においても経営体データを利用した分析のみとなっております。また、政策の制度設計におきましても経営体を使っているところがあります。調査票情報の2次利用の申請についても確認いたしましたが、研究者、自治体ともに経営体の分析を行うとの申請がほとんどでした。

このようなことから世帯概念のデータの活用は経営体概念のデータへとシフトしており、世帯概念データの集計分析も低下していると考えております。

○東農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第1班担当） 研究会での議論ですけれども、研究会では特段この世帯、続柄の事項に関しては、議事録を見ていただいたように特段の議論はなかったということでございます。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 研究会においても、続柄は調査、把握しないということで持ち出しましたが、特に議論はなかったということです。

○川崎部会長 農林水産省としては、異論はなかったという受け止め方だということなのですね。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そのとおりです。

○川崎部会長 あとは、小松専門委員のこのようなものを仮に削るにしても、何らかの代替策はないのかということもおっしゃっていたと思います。その辺は何かありますか、今の、お話の関連で。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 すみません、現時点では検討はしておりません。

○川崎部会長 分かりました。というようなお答えですが、いかがでしょうか。なかなか難しい状況であるということのようですが。調査の実施者という立場ですとやはりデータのニーズとそれから調査の実施上の制約、また、回答者の回答しやすさ、しにくさ、そういったことも様々な制約のバランスの中から判断していくということが必要なのだというのは、今の御説明から分かったところではありますけれども、しかしながら本当に農家世帯の情報がかなり大きく減っていくということで大丈夫だろうかというのが、今の特にお二方の委員、また、私自身も持っているところではありますが、いかがでしょうか。宇南山臨時委員、あるいは小松専門委員、どちらからでも結構です。何か御意見ありましたらお願いしたいと思います。

○宇南山臨時委員 宇南山です。調査負担は大きいのだと言われると、いや、絶対に小さいと言えるわけではないのは事実なのですが、1点、プライバシーに立ち入る質問になってしまうというのはよく分かりますし、それに対する忌避感が強いというのも事実なのだろうと思いますが、やはりここは基幹統計として、国として整備しなければいけない情報であるとすれば、そこが均一的に難しいということであればそうなのですからけれども、これまで現に調査ができていて、一定の妥当性を持つ結果が出ていたように見受けると、本当

に不可能なのだろうかというのは、若干疑問があります。

あと、その実際の分析の中身はともかくとして、その研究会で取りあえずは削除する案で出しましたけれども、異論がなかったというところなのですが、少なくとも議事録を検索した限り、続柄という言葉自体出てきていなくて、それで異論が出なかったというのは本当なのですかと。もう少し幅広く意見を、少なくとも私のところには、研究者の仲間うちの中では非常に困るという声はありますので、本当に十分な声が聞かれているのかどうかというのはもう一度考えていただければと思います。

以上です。

○川崎部会長 小松専門委員はいかがでしょうか。

○小松専門委員 すみません、国勢調査等のところの議論のとき、音声途絶えておりました、座長のお話ししか聞こえなかったのですけれど、これは回答があったのですかね。

○川崎部会長 国勢調査とのリンケージなど、ほかのこれを削ることに伴っての代替策はあるのかということについてのお答えは、たしか特に想定していませんというお答えだったと思います。

○小松専門委員 それはかなりその調査の性質が違うので難しい、検討した、確認したけれども、小手先のことではつながらないということが分かっているということなのか、検討もしていないということなのか、少し確認したいのです。

○川崎部会長 検討をされましたか、どうでしょうか。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 特に検討はしておりませんが、国勢調査の世帯員と経営体調査の世帯員をそもそもつなげるということはずごく難しいのではないかなと考えております。コードが同じわけでもないですし、何を基につないだらいいかというのが今思いつきません。

○川崎部会長 2つの異なる調査のマッチングは、頭の中ではできるかなという気もするのですが、恐らく実務的にはかなりの手間はかかるということなのだろうなと思いますが、やってやれないことはないのではないのでしょうか。100%マッチは恐らくないでしょうし、調査の時点も2月と10月で違うので、その辺りのギャップもあるかもしれません。ですから、今の小松専門委員のお話を受ければそのマッチングという方法ももちろん一つの選択肢ですけれど、それ以外の方法での何らかの欠けた情報をどう補うかという観点なのかなと私はお話を伺ったわけなのですが、そういう観点から何か小松専門委員の方から更にありますでしょうか、御質問、御意見は。

○小松専門委員 今の流れだとそもそもマッチングを検討してまで、その続柄だとか世帯の動向を動態的に捉える必然性がないという、そういう農林水産省側の認識だということなのですね。技術的に難しいかどうか、詳しく具体的に検証する必然性がないという判断なのですかね。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 年齢別の人数が分かるのであれば、それで十分かなというふうに考えております。

○小松専門委員 そういう認識であることは分かりました。

○宇南山臨時委員 すみません、宇南山です。世帯調査としての役割はもう不要であるという意思決定はどこでされたと認識すればよろしいのでしょうか。

○川崎部会長 少しお答えいただく前に、内山統計審査官からコメントがあるそうです。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 御議論ありがとうございます。

「続柄」と「農作業に従事しない者」の把握について時間を使っているところで、本日、このやり取りを更に続けても結論が見いだせないように思われます。ですので、この部分に関しては、一度農林水産省に引き取っていただいて、再検討してちゃんとお答えをしていただく必要があるかと思っています。ほかにも審議事項がありますので、部会長の御判断でいったん一区切り付けていただいて、ほかの審議事項に移っていただくのがよいのではないかと思いますので、その前に2点申し上げます。

ここで問題になっているのは、従事しなかった人についての情報を取るかどうか、これが一つ。それからもう一つは、世帯員における世帯主との続柄を取るかどうか、復活するかどうかこの2つだと思います。まず1つ目の従事しなかった人、従事日数0日ということですが、これを復活するかどうかということなのですが、農林水産省の説明としては、実際に農作業に従事した人について情報を把握するということがセンサスの主目的であるならば、現に、農作業には関与していない人、これらの方々の情報に関しては優先度が相対的に下がる、加えて、その方々が全体の4分の1で、何十万にも上るといふかなりの数を占める、優先度の低い調査事項に関して報告負担をお願いして、また、審査負担をかけて引き続き取る必要があるのかという判断から、従事しなかった方々については今回把握を取りやめるといふのが農林水産省の主張だと私は理解しています。

調査票の2ページの下のところでは世帯員の人数ということも絡んでくるのですが、この項目は、農業経営体だけではなくて、林業経営体に関しても把握する項目になるので、農業だけ決着を付けても、この項目がなくなるかというところではないので、直ちにこの項目の要る、要らないというのは判断できないかなと思います。

それからもう一つ、続柄ということなのですが、農林水産省の主張としては、調査実施過程における難しさということでしょうか、プライバシーに関わるということになりますけれども、一方で、様々な分析、これからどういった方々が農家を継いでいくのかということ踏まえると、続柄という情報は引き続き必要なのではないかとはいは、以前から出ている議論かと思えます。

そういうことを考えると、従事しなかった方の情報は取らないのだけれども、従事した方々に限って続柄を取るというような選択肢もあろうかと思えます。幾つかの選択肢があろうかと思えますけれども、一度、部会長に整理をしていただいて、次回改めて農林水産省から回答してもらい議論、ということではいかがかと思う次第であります。

○川崎部会長 ありがとうございます。今のような整理を頭に置いて、引き続き審議が必要かと思えます。残る回数がもうあと1回ということになると非常にタイトではあるのですが、非常に重要なことであると思えますので、そのようにさせていただきたいと思えます。次回に向けてまだ時間は少し空いておりますので、私の方で、事務局を通じて、農林水産省とまた意見交換しながら、これを進めるとさせていただけたらと思えます。

特に、その選択肢がいろいろあろうかと思えます。まず選択肢というか、大きなところではそもそも農林業センサスを世帯調査という観点のところの性格を変えて、そこを落としていいのかという問題、これについてはかなり根本的な問題でもあるので、そのスタンス自体本当に大丈夫かというのは引き続き議論が必要だと思えます。

それから、もう一つはその調査をどういう形でやっていくかということですが、これは今、内山統計審査官も言われたように特に2つの点です。農業に従事しなかった人をどうするかということ、それから続柄をどうするかということ、これが負担とそれから利用のメリット、そのバランスを考えてどう判断したらいいかと。そこが大きなポイントになるかと思えます。

その解決策は、多分調査票で実現する上では一つではない。今の原案は一つの案だと思いますけれども、これまで宇南山臨時委員が言われた案もあるでしょうし、あるいは先ほど内山統計審査官が言われた案もあるかもしれませんが、そういうところの中でどういうやり方が一番合理的な着地点かということも探っていく。その上で、情報がもし減るということであれば代替策、減った分を補う方法がある程度あるのかどうかということ、これは特に小松専門委員がおっしゃったことに関係すると思えますが、そういうことを整理すると、そんなようなことで、この後の次回までの時間を使って調整をしていくというふうにしていけたらと思えます。それを踏まえて、次回に臨むということにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

委員の方々もそのような進め方でよろしいでしょうか。少し大変時間も押しておりますが、よろしくをお願いします。

この論点がかかなり重たい論点となりましたので、これに集中してしまいましたけれども、労働力関係でこれ以外についても、何かもし、御質問、御意見などありましたら、お願いしたいと思います。この後、それが特になければ先に進みますので、もしお気づきの方がいましたらこの際御発言いただけたらと思えます。

小松専門委員、お願いします。

○小松専門委員 質問の10の農業生産関連事業の部分で、延べ人数は聞かないで、農業生産関連事業のみに従事した実人数を聞くという項目なのですが、記入者負担が大きいので延べ人数は聞けないということだとは思うのですが、「のみ」に従事した人を実人数で聞く意図について、それを聞いてどんな利活用というか、政策的にも農業生産関連事業のみに従事した人、人数が分かったら何が分かるのかなというので気になったので、後日でもいいので教えてほしいです。結局これは記入者負担が大きいので、量的把握はもう前回調査の1回にとどめて、今回は農業生産関連事業に従事した労働力の量的把握はできなくてもいいという判断だと認識していいかというのを確認したいです。

臨時雇いについては実人数を把握するにとどまり、その量が分からないです。関わった人数は分かるのですが、臨時雇いについても延べ人数を把握していない。回答が難しいということが本当にあるのかということも少し疑問に思ったので、追加的に聞きました。細かい点なので書面等で説明いただくことでも構いません。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、今、簡単にお答えいただければそう

していただいても結構ですが、そうでなければ後でメモでお願いしたいと思います。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 後ほどお答えしたいと思います。

○川崎部会長 分かりました。では、そのようにお願いします。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかの委員の方々いかがでしょうか、江川専門委員、お願いします。

○江川専門委員 農業生産関連事業についての質問。資料2-1の7ページの括弧書きのところで、農作業が生じる農業生産関連事業として観光農園というのが挙げられています。ここでは観光農園の防除などは自ら行う農業生産に係る農作業と書かれておりまして、この辺に少し違和感があります。

そうすると、観光農園だけで働いて、防除を行っている場合は、農業生産関連事業に関わり、しかも農作業にも従事した人にもカウントされるということに違和感があります。いわゆる観光農園の中だけで防除をやっているならば、これはもう農業生産関連事業だけに従事したことではないかと私は認識をしていますが、いかがでしょうか。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○東農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第1班担当） 江川専門委員がおっしゃるように、農業生産関連事業の作業と自らの農業生産作業の区分というか、分離は少し難しいところではあるのですが、農業生産関連事業の定義、農林業センサスでの農業生産関連事業の観光農園の定義でいきますと、一部の農作業を体験させる、ほ場を観光させて料金を得ているといったことのでございますので、少し線引きが難しいところではあるのですが、そこを記入者に誤解のないような形で、一度整理して、記入の仕方等で説明をしたいと思っています。

○川崎部会長 細部のところ、どこで線を引くかというのは大変微妙だけれど、重要な問題ということかと思いますが、今のようなことで、注意しながら対応していくというお答えのようですが、江川専門委員、いかがでしょうか。

○江川専門委員 これは延べ人数ではなくて人数で聞くわけですから、人数がどこに所属しているかというのはきちんと切り分けた方がいいと思います。

その点で、観光農園のいわゆる防除作業等は農業生産関連事業にも入るし、農業のいわゆる農業生産に係る事業にも入るといって、少しその辺がやはり違和感があるので、後ほどで結構ですので、整理していただきたいと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。ということで、これはむしろ今の3の問いの右側の「うち、農作業にも従事した人」というのは、どこまでこの事項が意味を持つのかということにも関連するのかなと受け止めましたので、その辺り整理していただいて、お答えを農林水産省から、また次回でもいただけたらと思います。

続きまして、内山統計審査官からのコメントがありますので、そのあと、小西臨時委員にお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 今の江川専門委員の御質問の関

連なのですが、もし農業生産関連事業にも数字が立って、農作業にも数字が立つということになると、調査票の4ページのところの農作業に従事した人数、ここにも計上しないといけないということになって、二重に記入させることになり概念上の複雑さが増すのではないかと思うので、そういったことも踏まえて、江川専門委員への御回答を準備していただけだと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。ということで、確かにこの7ページ目の今表示されている部分と、前の方の労働力の事項は関連するので、その関連も含めて概念整理が必要ということかと思えます。

それでは、小西臨時委員、お待たせしました。お願いします。

○小西臨時委員 ありがとうございます。今、内山統計審査官が整理してくださったことに尽きると思えます。今まで農業という用語が使われて、農業に対して農業生産関連事業という言葉がありました。今回その農業という言葉が農作業という言葉に切り替えていくということで、それにより農業生産関連事業に該当する事業であっても、農作業が発生した場合との識別ができなくなることが起きます。もっと言えば、農業という言葉が農作業、林業を林業作業に変えるならば、調査名も農作業センサス、林業作業センサスにした方がより正確なのでは？とさえ思えます。農業、林業という言葉が調査内で変更するということは、それ位大きなことだと思います。この審議での整理だと、農業＝農作業＋農業生産関連事業という、従来の農業の定義とは異なるものになる気がします。農林水産省の用語集を先ほど見ましたが、農業と農業生産関連事業は別の業として説明されていますので、やはり従前の定義の方になじみがある方が多いと思います。ですので、記入者が誤解しないような形で書きぶりを含めて進めていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。この問題は農業がいわゆる6次産業化ということで、だんだん伝統的な農業だけではないところにまで広がっているところの難しさでもあろうかと思えます。その辺りの概念整理を分かるようにしていただくというのは、これから農林水産省にお願いしたいことかと思えます。また、その辺りは事務局を通じて、いろいろ御相談していきたいと思えます。

それでは、ほかにはよろしいでしょうか。労働力関連、かなりたくさん御意見をいただきましたが、引き続き整理するということで進めてまいりたいと思えます。

次に、労働力以外の関連で、審議を進めてまいりたいと思えます。では、残りの部分につきまして、審査官室から御説明をお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 資料1-1を御覧ください。

質問11は、今回、集落営農組織への参加に係る設問が削除されることについて、目的を果たしていないのではないかという御意見です。

12は、販売金額に占める割合を書き込む欄について、整数値ではなく7.5割など、小数点部分まで把握する必要はないかという御意見です。

13は、農業生産関連事業の1区分である小売業について、定義を理解してもらうような記載が必要ではないかという御意見。

14は、有機農業に関する設問で、自給用に作付けした面積を含むか否か分からない部分があるという御意見です。

次のページに移りまして、15は、データ活用の有無を聞く設問について、①は設問文も長い上に、手引きの説明もあり分かりづらい。そうであれば選択肢自体を簡素化してはどうかというものです。

②は、データの定義、範囲について、電子データ限定かそれとも紙媒体のデータを含むのか、調査項目の設定目的も踏まえて整理すべきではないかという意見です。

資料1-1の最後16ですけれども、林業作業の受託に関する設問について、過去にあった注釈を復活してほしいという御意見となっております。

次に、続きまして、1回目の部会後に出された意見も申し上げます。資料2-3になります。

こちら、1回目の部会で、経営体の居住地と耕地の所在地が異なるケースについて議論になったことを受けたものです。まず①は、例えばA市に居住している経営体が保有している耕地は、他市町村に所在する耕地も含めて、全てA市の耕地として集計されるのかというものです。

②は、経営体の居住地と耕地の所在地が異なる場合についての規模感や、将来的な農林業センサスでの把握可能性についての質問となっております。

そして③ですが、このような経営体の居住地と耕地の所在地とのかい離についての結果利用上の留意点についての質問となっております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省からお願いいたします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。労働力以外の質問についてです。

11番、9ページです。集落営農組織への参加の削除について、2025年調査でも同様に調査してはどうかという御意見です。2020年調査では、集落営農組織への参加状況に関して、個人経営体が集落営農組織には参加せず独力で経営しているか、集落営農組織に参加しつつ自らの農業経営を展開しているのかといった構造を明らかにするために設問を設けたところであります。その構造が明らかになったという点で目的を達成したと考えております。

なお、農林業センサスは集計される統計表が多く、本設問の集計結果は報告書及びe-Statには掲載しておりませんが、集計事項一覧として農林水産省のホームページに公開しておりまして、御要望があれば、提供しているところであります。この次の10ページに参考の表を付けております。このようなデータが提供可能であります。

次に12番、販売金額に占める割合を書き込む欄について、小数点部分は必要ないのかという御意見です。この点については、回答しやすさといった記入者への負担を考慮いたしまして、従来どおり整数での把握としております。

13番目、小売業の定義が難しいため回答者に十分理解してもらうために、注を記載してはという意見でございます。前回調査では、調査対象者に別途配布する記入の仕方で補

足しており、御指摘を踏まえて、今回も同様の対応にしたいと考えております。

14番目、調査票13ページの2の(1)の有機農業についてです。(1)の設問でも、自給用に作付けした面積を含むか否かを明記すべきとの意見であります。有機農業としては、(1)の設問についても自給用に作付した面積も含めて把握することとしておりますので、御指摘を踏まえて、調査票に明記したいと思っております。

次に、15番目です。調査票の14ページ目の3、農業経営のデータ活用についてです。長文の説明と別紙での補足が必要で回答者の負担が大きいのではという御指摘と、2番目、電子データのみで制限しているのか、紙媒体の資料などあらゆる情報を含むことが不明という御指摘についてです。

まず、①については、調査項目の選択肢については、データの入手元や活用方法について具体的に例示し、回答しやすくしたところでございます。

また、調査票中の注釈につきましても、記入者が迷いやすいと思われる事項を優先的に記載しておりまして、当該項目については、成長戦略において設定しているスマート農業の実現に係るKPIの評価に活用されておりますので、利用部局と相談し、より正確性を期すために、詳細に記載しております。

②については、活用するデータには紙媒体、電子媒体ともに含みますので、その旨を設問文において明記したいと思っております。

次、16番目です。2015年までは記載されていた注の記載を戻してはという御意見でございます。17ページの1でございますが、この点については、御指摘を踏まえまして、この図のとおり調査票に注釈を追記したいと思っております。

次に、資料2-3です。①調査票6ページの耕地(田・畑・樹園地)において、例えばA市に住んでいる経営体が保有している耕地は、ほかの市町村に所在する耕地も含めて、全て居住地であるA市の耕地として集計されるのかという御質問でございます。

農林業経営体調査は属人調査でございますので、ほかの市町村に所在する耕地も含めて、A市に居住している経営体が所有している耕地として、全てA市の耕地として集計される仕組みになっております。

次に、このような事例はどれぐらいあるのか把握しているか。もし把握していない場合は、将来的に農林業センサスにおいて把握する必要はあるのではないかと御質問であります。

まず、経営体が所有している耕地の所在地に関する情報までは把握していませんので、経営体の居住地と、所有している耕地が異なる市町村にある事例については、把握しておりません。

しかし、農林業経営体調査は、従前から一貫して属人統計でございまして、当該地域に所在する農林業経営体の基本的な生産構造や就業構造の実態を把握するとの考えにより調査しております。将来の調査の在り方については、属人統計として調査するとの農林業経営体調査の基本的な考え方やデータのニーズ、調査にかかるコスト等様々な視点から検討する必要があると考えております。

3番目です。経営体の居住地と保有する土地の所在地の乖離が、統計の利用・分析に

及ぼす影響と結果利用上の注意点として、公表資料上で明記されているかということについてです。

e-Statで公表している農林業センサスの用語解説において、「経営耕地」の説明においては、属人統計であることを留意するよう記述しているところでもあります。先ほども申しましたが、農林業経営体調査は属人調査でありまして、当該地域に所在する農林業経営体の基本的な生産構造や就業構造実態を把握することの考えで調査をしておりますので、1950年の農林業センサス開始以降、こうした考えにより把握していることは広く認知されておりますので、統計の利用上、分析上の特段の影響はないと考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。この後、委員から皆様御自由に質問、御意見をいただけたらと思いますが、残り時間も少なくなっておりますので、もし12時にはもう退席しなければいけないとか、後ろの時間が限られている方は是非早めにお手を挙げていただけたらと思います。

ということで御自由に挙手していただきまして、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。小松専門委員、お願いします。

○小松専門委員 15番目の質問と回答、データ活用の部分についてなのですが、具体的に例示した方が回答しやすくなるので、こういう設計になっているという御説明だったのですが、私たちのもとに別紙のものはないので、その詳細は分からないのですが、少なくとも今の設計だと、設問文にまず「〇〇等」と付いていて、注釈の方にも更に「〇〇等」と付くのですよね。別紙に恐らく全てが書いてあって、その方には「等」は付いてないかと思うのですがけれど、結局この設問で聞いているものにどのようなデータやどのような機器が含まれるかを正確に把握するためには3段階で回答者が読んで確認しなければいけない設計になっていて、これが本当にこの「〇〇等」を2回繰り返して別紙を見て、自分が該当するか確認するというやり方が回答しやすいものかというのは非常に疑問があります。もう少し定義を明確にしてとか、やり方があるのではないかと。

2点目のところで、K P I とひも付いているのでということなのですが、K P I では、データを活用した農業を実践している割合を聞いたり、設計されていたり、農業支援サービスの利用をする人が何割というようなK P I があるかと思うのですがけれど、K P I とこの設問も直接リンクしてないような設問の文言になっていて、これでもK P I の評価は可能だということだと思うのですがけれど、では何で今の設問文になっているのか。「〇〇等」で優先される〇〇がどう選ばれて、何でこういう聞き方が最も妥当だということになっているのかが分からないのですよね。

後日でも構わないのでこんな設問文である必然性が、K P I との関係ではなくもっとほかにも農林水産省の何か政策上理由があったり、「〇〇等」で頭出ししなければいけない市況等とかというふうに示す理由とかが明瞭にあるのであれば、我々利活用側も設問文が理解できればその回答と結果の割合を見込めるのですがけれど、そもそもなぜこういう設問になっているのか分からないと回答者も混乱しますし、利活用側もデータの読み込みが難しくなるので、何か理由があるのであれば教えていただきたいなと思いました。

以上です。後日で構いません、書面でも構わないです。

○川崎部会長 ありがとうございます。なるほど、もし何か取りあえずお答えいただけることがあればお願いしたいと思います。私も今の御意見聞きながら感じたのですが、どうも何というか、何を聞こうとしているのか例示がたくさんあるばかりで、何がポイントなのかよく分からないというところもあるので、少し概念整理が必要なのかなという気がしますので、これを聞いていけないというのではないのですが、きちんと分かるように聞いていただくことが大事かなと思います。特に、今のところ農林水産省よろしいですか。

では、小松専門委員の方からもし何か追加的にメモでもいただければ、それをまたきちんと答えていただけるような対応していきたいと思います。ありがとうございます。

少し内山統計審査官の方から、御発言があります。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 今、小松専門委員からいただいた点に関しては宿題ということになりますけれども、農林水産省に回答を作っていた際イメージですが、2020年と2025年の対比をしながら、2020年があって、こういう支障がある、こういう必要性があって2025年に変えましたというような資料でよろしいでしょうか。

○小松専門委員 はい。

○川崎部会長 では、そのような形でお願いしたいと思います。

それでは、ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。いかがでしょうか。

江川専門委員、お願いします。

○江川専門委員 資料2-1の11ページですけれども、項目としては14番の有機農業のところですが、今回新たに自給用に作付けというものを含めるということと明記するという事で統一する形になっておりますが、2020年の農林業センサスでは、自給用は除いてたと私は記憶しているのですけれども、その点、連続性は大丈夫でしょうか。

○川崎部会長 農林水産省からお願いします。

○東農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第1班担当） 2020年の調査票では、品目別に作付けた有機の面積を把握していましたが、そこは販売目的ということで自給は除いていました。その点については、今回の2025の調査票案でも同じでございます。調査票の13ページの（3）につきましては、従来どおり自給を含まない形、新たに設定をしました（2）には自給に作付けたものも含まれます。従来から設定している（1）の取り組んでいる、取り組んでいないという部分につきましては、今回少し拡充はしているのですが、ここについても記載はしてございましてしたが、自給を含むという形で取っております。

○江川専門委員 分かりました。

○川崎部会長 今あえて変更するという事なのですね、意図としてですね。これは少し過去との比較はもう前回データ取ってないからもう無理ということなのではないかと、恐らく。

○東農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサ

ス統計第1班担当) 変わらないということです。

○川崎部会長 そうか、そういうことですか、分かりました。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。江川専門委員は続いて何かありますか。もうよろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

それはいろいろ御意見、御質問もいただきました。若干宿題も残ってはおりますけれども、それは先ほど申し上げたような対応ということで、進めてまいりたいと思います。

それでは、これで調査事項の関係は終了したということにさせていただきます。続きまして、今度は調査方法の変更というところに進ませていただきます。

これにつきましては、事務局から、第1回目の会議で配布されました審査メモの資料2に沿いまして、御説明お願いしたいと思います。

○森総務省政策統括官(統計制度担当)付調査官 調査方法の変更となります。資料2の8ページです。まず、調査票の回収方法に郵送を追加することが計画されています。

前回の調査においては、郵送における配布・取集をすることができるケースについて、家畜伝染病の発生・まん延等に起因して、調査員等の訪問が困難になった場合に限定しておりました。これについて、今回から伝染病の場合に限らず、報告者が希望された場合は、郵送による回答も可能とすることが予定されています。

審査状況といたしましては、新型コロナウイルス感染症のまん延以降、報告者と対面しない形での調査の実施が求められる傾向が強くなっていることも踏まえ、郵送調査を加えるその方向性について異論はありませんが、家畜伝染病の発生・まん延等の場合に限定しない理由や、郵送調査の増加を踏まえた業務負担増についての対応方針について、論点として立てております。

もう一つ、9ページですが、オンライン回答の方法について、今回、政府統計共同利用システムであるe-surveyから、農林水産省の独自システムである農林水産省共通申請サービス、eMAFFに変更することが予定されています。

eMAFFについては注釈を付けていますが、農林水産省が所管する法令に基づく各種申請・届出・報告に関する一括のシステムとして、4年度に審議していただいた漁業センサスでも同様の変更が行われています。

審査状況については、統計調査のツールとしてe-survey以外のシステムを用いること自体には問題なく、オンライン化の推進を進めるための試みとして特に異議はありませんが、これに変更するメリットやeMAFFを使つての回答の流れやサポート体制などをどうするのかなど、漁業センサスの審議の際と同様であります。改めて論点として立てております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。それでは、農林水産省からお答えをお願いいたします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 調査方法の変更についてです。郵送を提出方法の一つとした理由についてです。調査員調査を基本としていますが、新型コロナウイルス感染症まん延の経験を踏まえて、今後、感染症等の不測の事

態に迅速に対応することを想定しまして、調査員と調査対象者の接触機会をなるべく減らせるよう郵送提出を可能といたしました。

なお、前回調査では、調査手法別の回答状況は調査員による回収が93.7%、オンラインによる回答が6.2%、郵送による回答が0.1%でございました。

次に、郵送の増加に伴い、想定される調査票提出後の負担増についてです。郵送回収の場合、調査員及び指導員を介さずに市町村へ提出されますので、市町村における審査の事務負担は増加することが想定されます。その対応方針といたしまして、調査対象者による誤記入がないよう、記入しやすい調査票や調査票の記入の仕方を作成するとともに、審査集計システムの審査機能を用いて効率的に審査できるようにしたいと考えております。

また、感染症等の不測の事態が発生した場合、必要に応じて調査計画の変更を申請するなどして、可能な範囲で調査期間の延長することなどを考えております。

次に、オンライン回答の方法をe-surveyからeMAFFに変更する件についてです。eMAFFに変更する理由とメリットについて、農林水産省では所管法令に基づく手続や補助金・交付金の申請について、現在eMAFFによるオンライン化を進めております。手続を行う利用者が今後拡大していく中で、現在eMAFFを利用している報告者は、オンライン回答のためにIDを取得することなくアクセスが可能となります。

また、従来どおりe-surveyを利用する場合は、配布されたID・パスワードの入力、パスワードの変更等の必要がありますが、eMAFFを利用できる報告者は、セキュリティを確保するとともに、農林業センサスの基本指標とひも付けた報告者ごとの識別コードの入力は必要となりますが、ID・パスワードの入力の必要はございません。

報告者にとって、このように利点があるほか、オンライン回答率の向上が期待できることから、農林業センサスにおけるオンラインの回答の手段としてeMAFFを用いる計画としております。

先行して、漁業センサスでもeMAFFを活用したオンラインの回答に向けて、今、手続を進めているところでございます。

次に、回答の流れでございます。回答の流れはここに記載しておりますが、行政サービスを利用するアカウントの取得をまず行っていただき、eMAFFにログインしていただくと。農林業センサスの識別コードを入力して、画面上に表示される調査事項への回答を行った後、回答を送信する。eMAFFには一時保存機能もございますので、途中まで入力した回答を一時保存して、後日、一時保存したところから再開することが可能です。

また、eMAFF全体のサポート体制といたしましては、メールや電話の問合せ窓口が設けられておりますし、更に、農林業センサスの実施時には、本調査のためのコールセンターを設置して、対応したいと考えております。

また、報告者が一度eMAFFで回答した内容を修正し、再提出したい場合は、報告者は提出した調査票を取り下げて処理を行うことで、取り下げた調査票を修正し、再提出することが可能です。提出期限までは何度でも修正することができます。

加えて、調査実施者がeMAFFから報告された回答に疑義を確認した場合は、eMAFF上で疑義照会を行うと、当該報告者に電子メール及びeMAFFアカウント宛てに照

会が通知されますので、修正の可否について返答を e M A F F 上で受け取ることが可能となります。

次に、e-survey と e M A F F を併用しない理由についてです。併用することによって、報告者としては選択肢が増えるというメリットはあるのですが、いずれを選択して回答すればよいのかという混乱が生じます。また、両方から重複して回答が行われないう、e-survey と e M A F F を連携させるシステムを別途構築して、排他制御をかける必要なども生じると考えます。

また、調査を実施する地方公共団体におきましては、併用することにより調査資材の準備や回答状況等の確認に二重の手間を要することになりますので、事務負担が増えると考えております。

そういうことを踏まえるとともに、農林業センサスの報告者である農業経営体にとっても、行政手続の利便性向上というメリットがあることに鑑みて、e M A F F のみの利用とすることを考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、今の御説明に関しまして、何か御質問、御意見などありましたらお願いしたいと思います。調査方法の変更ということで、一定の合理的なやり方をお考えになっているということのようですが、よろしいでしょうか。

それでは、特にこれは御意見いただいているようですので、この点については、御了解いただいたと思います。

それでは、続きまして、次のところに進みたいと思います。今の時点で11時55分ですので、大変恐縮ですが、12時20分ぐらいまでを目標に進めさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次が、集計事項の変更ということですが、事務局からお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの10ページを御覧ください。集計事項の変更についても大きく2点ございます。

まず、①といたしまして、調査事項の変更や利活用ニーズを踏まえた見直しが予定されております。これらの変更については、調査事項の変更に連動して見直すものであること、また、利活用の低い集計を整理等するものであり、適当であるとした上で論点も特になしとしております。

次に、②といたしまして、主副業別の統計区分の見直しが予定されています。

こちらの変更ですが、令和3年度に農業経営統計調査の変更に係る答申が採択された際、農林業センサスにおける個人経営体の集計区分（主副業別の区分）、これについて、農業従事者が65歳以上になれば、農業所得の多寡にかかわらず、副業的経営体に区分されてしまうことについて、適切な区分を検討すべき旨の指摘が産業統計部会長からあったことを受けての対応となります。

具体的な変更内容については、表に記載しているとおりでして、これまで農業所得の比率と、65歳未満の世帯員の2つを区分指標としていましたが、これを農業所得のみを指標として区分を見直す計画です。

審査状況といたしまして、統計委員会での指摘を踏まえた変更であること、また、今回の農業所得の比率のみを区分指標にして「農業所得主経営体」「農外所得主経営体」とするもののいずれにおいても、集計の際、65歳未満等の内訳を設ける予定でありまして、情報量としては変わらないものであり、適当であるとしております。

ただ、経営体の区分指標としては、農業所得や従業者の年齢のほか、従事日数なども指標になるのではないかと考えられるところであり、他の区分指標の設定状況について、論点を立てております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から御説明をお願いします。使用される資料は、第1回のおきの資料4です。13ページということになります。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 主副業別の統計区分について、指摘に対応して分類を変更いたします。

統計の連続性を確保するために、農業所得比率により農業所得主経営体と農外所得主経営体に区分し、それぞれを「自営農業60日以上従事している65歳未満の世帯員」がいるかないかにより2つに分けることとしておりまして、この13ページの図にありますように、自営農業の従事者も加味した区分を設けまして、表章することを考えております。

従前の区分の副的な部分を分けることとなりますので、従前との連続性も確保されております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。これは実は私自身が、以前の産業統計部会の審議のときに出した意見が震源地となっておりまして、それに対応していただいたというものだとして理解しております。

私自身が見てもこれはこれまでの系列も維持しつつ、かつ65歳未満の農業者がいるかないかということに分けるといっても、こちらの新しい方が合理的ではないかと、そういう新しい方法にも対応しているということで大変適切に対応していただいたというふうに私自身は受け止めておりますが、この機会に、もしほかの委員の方々からも御意見がありましたら、お尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これについては、御了解いただいたものと受け止めます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、今度は次の事項に移ります。その他の変更ということで、まず、市町村調査の調査方法の変更というのがあります。こちらについて事務局から説明をお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの19ページになります。市町村を調査対象とする市町村調査につきまして、前回調査では地方農政局等を経由して、郵送及びオンライン調査により実施しておりましたが、今回、調査方法自体は変更しないものの地方農政局等を経由せずに、農林水産省本省が直接対応することが計画されております。

この変更については、地方農政局等の限られた人的リソースの中、これまでどおりに調

査を継続するために行われるものでありまして、特段の異議は認められないとした上で、論点を特になしとしております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。これについてはよろしいでしょうか。委員の皆様から何か御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

特に御意見がないようですので、これについては、御了承いただいたものとさせていただきます。

それでは、続きまして、その次の事項、各調査の調査票の共通の印刷物による公表廃止ということですかね。こちらについて、事務局からお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 こちらは、各調査票共通となりますが、調査結果の公表について、これまでe-Statなどで公表するほか、印刷物も作られていましたが、今回、印刷物での公表を取りやめることが計画されております。

この理由につきまして、デジタル化やペーパーレス化を背景に、インターネットにて情報提供を実施しており、利活用上からの大きな支障が生じるものではないこと、また、大部な印刷物を作成するための膨大な労力がかかっておりまして、この軽減を図るためとのことです。

審査結果といたしましては、利活用上からの大きな支障が生じるものではなく、業務負担の軽減による限られたリソースの有効活用を図ろうとするものであると考えられることから、特段に異議は認められないとしており、また、論点も特になしとしております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。ということで特に論点等が設定されておられません。これに関して何か御意見、御質問などありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。印刷物による公表を廃止して、インターネットのみとしていくということですね。

それでは、特に今のところないようですので、私、部会長ではありますが、一言お願いを申し上げたいと思います。私はインターネットを使って効率化していくのは大変いいことだと思うので、大きな流れとしては全く賛成ですが、ただ少し御留意いただきたいことがあります。といいますのは、インターネット上で出ている情報にはどうしても探しにくさがあったりして、いろいろな調査事項について、前回どうなっていましたかとか、集計結果どうなっていましたかというのがなかなか分かりにくいところもあります。

ですので、是非インターネットに公表されている情報がどうなっているのかというガイドのようなものをうまく整理していただけないかと思えます。データがインターネットのどこかに載っていますではやはり分からないので、それをどう使ったらいいのかが分かるような解説が欲しいと思います。また、それ以前に農林業センサス自体は大変調査内容が豊富で複雑な統計がたくさんありますので、全体的にどういう集計が行われているかというところがまず分かるようなマクロの理由を示してもらえるような、そういう情報がインターネット上には少なくとも欲しいと思いますので、それは是非御配慮いただきたいと思えます。

その上でもう一つ可能ならば是非お願いしたいのですが、実は恐らく多くの公立図書館とか大学の図書館などでは、農林業センサスの報告書、紙で一定量ずっと時系列で継続的に保管していると思いますが、そうするとこれがインターネットだけになった途端に、知らない人が見るともう農林業センサスは終わったのかと誤解されるおそれも私はあるのではないかと思うのです。

そういうことを避ける意味でも、何か総合案内書なりあるいは利用ガイドなり、何かそういうものを継続的に紙の文書で出していただくことも必要ではないかと思います。これは事務的な作業、予算も必要ということでもありますので、もうインターネットだけと判断された後に、急に紙の部分を復活させるのは難しいのかもしれませんが、ボリューム的には少ないものでも構いませんので、今回の2025年の農林業センサスはこういう調査だ、そしてこうやって利用するのだというの分かるような文書の一つを作って、これを図書として残せるようなものとしていただくことが、結果的には先々農林業センサスのためにもなる、利用者のためにもなるのではないかと思います。是非その点、御検討いただけたらと思います。その点、よろしいでしょうか。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 ありがとうございます。検討したいと思います。

○川崎部会長 よろしく申し上げます。大分長々申し上げましたが、それでは、続きまして、次の事項に進ませていただきたいと思います。

次は、前回答申の課題というのがありますので、そちらに進みたいと思います。では、事務局からお願いしたいと思います。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの20ページを御覧ください。前回の答申における課題としましては3つございまして、課題の要旨と、農林水産省の検討状況、対応状況について、それぞれ説明いたします。

まず（1）ですけれども、ここで挙げられている客体候補名簿というのは、経営体調査の調査対象者になるかどうかを判断する過程で整理されている名簿なのですが、そのような性格のものということもあり、農業経営体に該当しない自給的農家や土地持ち非農家の情報が含まれており、以前からこれらを用いた総数データなどが集計され、有用なものとして利用されています。

これらデータの継続的な作成、提供を担保するために、調査計画上で何らかの記載ができないかというのが課題の趣旨となります。

これを受けまして農林水産省は、今回申請の一環として、資料の真ん中部分になりますけれども、点線の枠囲みの部分となりますが、参考集計なので、集計事項そのものではないですが、調査計画に注釈を明記することで、その位置付けを明確化することが計画されています。

続きまして（2）ですが、これは現在経営体調査票が、個人経営体、団体経営体とも共通の様式となっていることについて、分割の可能性の検討を求めるものでした。

これにつきまして、農林水産省は、①としまして、調査票の様式を分けることによって、統計調査員の負担増と誤配布発生のおそれがあること、②といたしまして、集落営農に参

加している経営体のように、個人経営体と団体経営体の両方の側面を持つ経営体があり、報告書において逆に混乱が生じることから、現行どおり分割は行わないと整理されております。

最後の（３）です。経済センサス - 活動調査との役割分担の整理ですが、農林水産省からは、調査事項の有無や疎密において、役割分担は既に行われているということでありまして、調査事項が基本的に異なっている上に調査対象期間も異なっており、どちらかをどちらかに委ねるといような関係はないと考えております。

３つの課題につきましては、以上のとおりであります、特に問題はないと考えておりまして、個別に論点は立てておりません。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。ということでこれまでの課題については、特段問題はないだろうという意見ですが、委員の皆様から御覧になっていかがでしょうか、よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、これについても御了解いただいたものとさせていただきますと思います。

それでは、続きまして最後の項目となりますが、紙の上では、今後の手続についての整理という見出しです。これは少し中身が複雑ですので、丁寧に御説明いただけたらと思います。では、まず、事務局からお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの22ページとなります。経営体調査では、農林業の地域性を踏まえ、1995年調査から、全国共通の調査事項のほかに、都道府県の要望に応じて、県別項目を設定する余地を設けています。今回予定されている調査票様式を少し見ていただきます。

調査票の18ページ、こちらですけれども、都道府県設定項目ということで、現段階では空欄になっています。

また、審査メモに戻っていただきます。現状の取扱いですが、もちろん県別項目についても集計、公表はされているのですが、資料の下に記載した流れ図のとおり、諮問、答申の手続により、全国共通事項が確定したことを受けて、都道府県への要望聴取がなされます。そのため、県別項目の内容確定は通常は諮問・申請手続の後となり、これまで集計事項一覧に、都道府県設定項目という包括的な記載はされていたのですが、県別の調査事項の具体的な内容までは調査計画に示されていませんでした。ですが、基幹統計調査の一部として行われるものですから、何らかの形で計画に明らかにすることが望ましいと今回考えました。

そこで、来年、県別項目が確定した時点で、農林水産省から追加で申請をしてもらい、調査計画の全体も明確化するという対応をとらせていただけたらと考えております。本日の部会においては、この手続を追加することの是非と、追加する場合に留意すべき事項という、手続面について御意見をいただけたらと考えております。その一環として、農林水産省が調査実施の責任者として、県別事項の追加について意見照会をする際に、都道府県に対してどのような指示をしているのかについて、農林水産省から説明を受けたいと思

ます。

なお、どのような調査事項が県別項目になるのかということイメージしていただく参考といたしまして、席上配布として県別項目の一覧を付けております。この資料は前回、前々回における県別項目の設問文を農林水産省から提供してもらい、事務局において簡潔に整理したもので、前々回の部分で赤字にしている事項が前回でも引き続き設定されていることを示しております。なお、県によって異なりますが、全体としては、おおよそ半分程度の事項が前回と前々回で継続されているところです。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。ということでこの事項は、当初第1回のときに配られた資料の中を見ただけでも、ピンと来にくい部分ではあるのですが、これは都道府県ごとの調査事項ということになりますので、我々この部会の委員の皆様も関心を持っていただく必要のあることであろうかと思えます。ということで、今、設定された論点につきまして、農林水産省から御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えします。

都道府県に対して県別項目の意見照会、どのような指示をしているのかということですが、農林業の地域性を踏まえまして、各地域の小地域統計の充実を図るため、都道府県が独自に調査項目を設定できる項目欄として設けております。

報告に当たっては、報告者の負担が著しく大きくならないよう留意点を示して調査項目の提出を依頼しているところがございます。スペースが限られておりますので、具体的には、項目は最大5項目までとか、選択肢の場合は最大3つまでとか、数字の桁数は7桁まで、あとはその報告者の負担増とならないような項目、設問はできるだけ簡素で分かりやすくすること、あと質問の事項が一目で分かるフレーズにすることなどを指示しております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。先ほどの事務局からの御説明がありましたように、これはかなり珍しい、ほかのセンサスや統計調査でほとんど見たことがないぐらい珍しい、都道府県の要望も踏まえながら調査事項を決定していく部分があるということで、なかなか手続が複雑であります。そういう意味で、先ほどの資料2の最後の22ページのところにあったフローチャートのような格好で進められていくということで、資料2、ということで今我々この赤枠のところにはありますが、この後は、まだまだ作業が続いてここは農林水産省の方できちんと納めていただくということになり、その中で申請というところがありますが、ここのところで、事務局できちんと確認をしていただくということになります。

御存じのとおり、47都道府県もありますので、これ全部、この部会で見ていくことは実務的には不可能に近いと思えます。その辺りはきちんとやっていただくということが前提となるかと思えます。

その意味で、今、農林水産省から御説明いただいたのが5点ばかりありましたが、このようなことを留意して都道府県に調査項目の提出をしてもらおうということだそうです。

このようなやり方ということになりますけれども、もし何かこの段階で調査項目の設定に関して御意見などありましたら、委員の方々からもいただけたらと思います。いかがでしょうか。宇南山臨時委員、お願いします。

○宇南山臨時委員 宇南山です。今回はこういう都道府県独自項目というのを調査に入れるというのは、一つは、実際には都道府県がなかなか調査をするのは難しいということを考えて、いい取組というか制度だとは理解しています。

ただし、基幹統計の一部として回答義務も課した上での調査であるとする、その調査内容、統計委員会で諮問を審議するという大前提の中で、どういうふうに位置付けられているのかというのがまだよく理解しきれてなくて、もしこのような取組ができるのであれば、もう少しほかの統計でもやってもいいのではないかと思いますので、何かその位置付け的なものを、今回の農林業センサスで調査すること自体反対というものではないのですけれども、どういう条件の下でこういうことをやってもいいというのを何か体系的に示していただけると、ほかの統計にも役に立つのではないかなと思いました。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。この御質問は、農林水産省というよりも総務省への質問だろうと思います。内山統計審査官からお答えいただいてもよろしいですか。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 まず、国が行う基幹統計調査の中に、都道府県の要望を聞いて、県ごとに別々の調査事項を設定するという例は、この調査のほかに例がありません。フローチャートを御覧いただいてもお分かりのとおり、全国共通事項の調査事項が決まった後に、都道府県の要望を聞いて、それを吸収して47都道府県それぞれの調査票を印刷して、それを配り分けて調査をする。ここまで手間をかけてやるというのは聞いたことがありませんし、ほかの調査でそこまでやりません。

通常考えられるのは、基幹統計調査などを行うときに、都道府県が調査実施者の了解を得て、「附帯調査」などの名称の届出統計調査として、調査票を1枚附属させて行うというもの、調査としては別枠として行うというのが基本的な姿だと思っています。ですので、今回の農林業センサスの取扱い自体、歴史的経緯もあると思いますので、今その取扱いの是非を論ずることはしないのですけれども、ほかの調査にも拡大し得る方式かどうかというお問合せであれば、基本的に、手順・労力の面なども面も含め、他の調査に拡大することは現実的ではないと思います。ですので、農林業センサス、単独というか特殊な事例と受け止めていただければと思っています。

その上で、県別事項について、今回の諮問審議の終了後、来年の春に向けて、都道府県の要望を得て調査事項を整理されるということになりますが、基幹統計調査の調査事項ということですので、概念的には農林水産省が責任を持たれるというところではあるのですが、内容に関しては、農林水産省が必要に応じて設定するものではなくて、各都道府県の要望に応じて設定するものです。全国共通項目の深掘りである場合もあれば、全国共通項目とは全然違う内容の調査事項であったり、というような様々な設定があります。ですので、それらが統計委員会において審議をしていただくことになじむ事項かどうかということに関しては、躊躇するところです。

ただ、今申し上げられるのは、これまで数十年にわたって、都道府県項目がどういった内容なのか調査計画の中で明確にされていなかったということを捉えて、追加手續によって、そこを明確にし、農林業センサスの計画の全体性について見える化すること、それ自体が、今回私どもが最も重視しているところでございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。少しですが、私からも補足的にコメントさせていただきたいと思います。

これは今御説明あったとおり極めて異例のやり方ではありますが、メリットのあるやり方と言うことができるかと思えます。もちろんリスクもありますけれども、リスクよりもはるかにメリットが大きいと受け止めております。

というのは、やはり先ほど宇南山臨時委員がおっしゃったように、地方の統計のニーズをきちんと把握する。特に農林業は、地方ごとにいろいろな特徴があるということもあるので、こういうものを入れるというのは大変いい考えではあろうかと思えますが、法制度上の整理というのは非常に難しいものがあると思えます。これがメリットがあるならもっとほかに広げればいいというアイデアももちろんあるのですが、現実には、先ほどのフローチャートを御覧いただきましても、もう準備から調査開始まで相当手間をかけてやっていくこととなりますので、その意味では、現実的にはなかなかほかの調査でここまでの手間をかけるのは難しいところがあるのではないかというふうにも思えます。

ですので、できるだけ地方のニーズを広げたいということはあるのですが、なかなか難しさがあるということです。そういうことで、法令上の手續としては、この資料で申請というのが右の方にありますけれども、そのところで、統計委員会との関係も整理をしていただくというのが出てくるということだと思えますが、それについては、また、別途、今後その時期になりましたら、事務局で検討されることだと思えます。

それでは、内山統計審査官からお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 申し訳ございません、言い忘れたことがあります。

今の農林業センサスのやり方、これを他の調査にも広げるのは現実的ではないと申し上げましたが、それは都道府県のニーズ、これを見ないというわけではなくて、手續としての柔軟性です。先ほども申し上げたとおり、国の統計調査はそれとして行いつつ、都道府県のニーズに応じて別枠で附帯調査を行うということは可能ですので、そういった形で都道府県の判断でやっていくという方が、一つ一つの手続の重さというのでしょうか、手間暇を考えたときにより柔軟に対応できるというような形かと考えておりますので、そういった形で都道府県のニーズというのは対応していけるものと考えております。

○川崎部会長 ありがとうございます。今のようなお答えを踏まえた上で、私からもう一つだけ申し上げておきたいのですが、実は先ほどリスクがあると申し上げましたが、リスクは実はあるのです。例えば、地方ごとに違う設問をすることによって、回答者の忌避感が変わり得るということです。例えば、ある地域はこんなこと聞かれるのだったら答えたくないというようなことが物すごい勢いで出てくるかもしれないわけです。これ、農林業センサスでそれが起こるとは私は必ずしも思っておりませんが、そういうことも起こ

り得るわけです。

これはなぜ申し上げるかという、例えば頭の体操で国勢調査に地方項目も自由に入れてよいとしたときに、県によって忌避感が変わってくると、全国一律の調査方法でやるのが前提のセンサスで、都道府県間の比較が難しくなるおそれもあるわけです。そういう意味でこの方法はメリットもあるけれども、リスクがある。でも、農林業センサスにあっては、調査への忌避感がそれほど高まるかといえば、恐らくそうではないだろうということだと思います。ということなので、農林業センサスについては、こういうことで進めていただいてもいいだろうと私自身は理解しているということです。

以上のことを踏まえて、農林水産省からいただきました、特に都道府県に対して、どんな項目を入れるのが適切かという指示を出しているということで、5点ほど、先ほどの御説明で挙げておられました。

これは大変適切だと思うのですが、更にあえて言えば、基幹統計であるのにふさわしい調査事項であること。例えば、極端に忌避感がないとか、答えやすいとか、そして、義務を課してでも回答していただくに値するほどの重要な事項であるとか、そういうことは当然大前提となるということだと思いますので、これはもしかしたらこの1、2、3、4、5の後の「等」に入っているのかもしれませんが、等としては非常に重要な基幹統計として調査するにふさわしい事項ということが一つの要件だと思います。その点を是非忘れずに、都道府県にもきちんとお伝えいただき、また、その後、もし農林水産省と総務省の間でもいろいろお話しされる場合にはそういうことを前提にお願いしたいと私からは申し上げておきたいと思います。

ということで、宇南山臨時委員からの御質問、随分回答の方だけ長くなってしまいましたが、よろしいでしょうか、今のようなお答えで。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。状況としては理解しました。

ただ1点、そういう位置付けだとすると気になるのは、やはりその一体としての農林業センサスの中で、例えば今回も非常に農林水産省側で強調されている調査負担というのがある中で、コントロールできない部分で調査負担が発生しているというので、だから、こういう事項は聞けないかというのがあるのは、若干バランスが難しいところかなと思いました。

ただ、これについては「だからやめろ」というほど強い意見ではありませんが、今後少し調査負担をどこの段階で調整するかということについて議論していただければと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。今の御意見、大変大事な点だと思います。答申でどこまで記載するかということはあるので、少しその辺りは、これから事務局と私の方もよく相談しながら進めていきたいと思います。ありがとうございます。ほかにかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、この点につきましても、大筋ではこのような進め方をしていくことについて御了解いただいたと受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

予想の時間よりもまだ遅くなってしまいまして、大変申し訳ありません。これで審議事項は全てカバーしたものと思います。

そういうことで、これまで論点ごとにいろいろ御意見をいただいておりますので、これについては、引き続き次回に向けて整理をして次回に臨むということにさせていただきたいと思います。

時間の都合もありますので、一つ一つの論点をもう1回整理して申し上げるのは省略させていただきますが、もし今日御発言いただいたことで、もう少し補足があるということであれば、メールなどで御連絡をいただけたらありがたいと思います。委員の皆様、お気づきのことがあったらメールで御連絡をいただきたいと思います。

また、御発言の特になかったことでも、御質問、御意見などがありましたら、お願いしたいと思います。

ただ、もうかなり議論の終局に差しかかってきておりますので、できるだけ新たな論点を立ち上げるというよりも、確認をしておきたい点を中心をお願いできたらと思っております。

この後、時間が大変タイトでもありますので、できましたら来週の月曜日10日の正午までに事務局にメールで御連絡をいただけたらと思います。それを受けて、これから事務局と農林水産省の間でいろいろ調整していただくということになるかと思っております。

大変時間超過して申し訳ありませんが、大変貴重な数々の御意見をいただきまして、ありがとうございました。また、農林水産省の方も丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

これで、本日の会議は終了とさせていただきますが、最後に事務局から御連絡をお願いしたいと思います。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 手短かに。本日もありがとうございました。

次回の部会でございますけれども、来月、8月4日金曜日の10時からということで、今回同様ウェブでということで予定しております。

本日の審議を踏まえまして、御質問、お気づきの点ございましたら、部会長がおっしゃったとおりショートですけれども、7月10日、来週の月曜日の正午までにメールによってお知らせいただければ幸いです。本日いただいた意見も踏まえて、整理をしてまた次回お示しをしたいと思っております。

○川崎部会長 ありがとうございます。小西臨時委員、何かありますでしょうか。

○小西臨時委員 すみません、小西です。次回が8月4日で、コメントが7月10日まで提出ということでかなりショートだと思って声が出てしまったのですけれど、10日に間に合うように頑張ってお出しますが、予備日を使った次回の部会の位置付けは、今回までの会議の振り返りと答申案が出てきて、それについての議論ということでよろしいですか。

○川崎部会長 一応そういうふうに考えております。恐らく前半かなりの部分、今日残った論点を審議していただいて、その上で答申案ということになっていくだろうと思っております。

○小西臨時委員 7月10日までに提出し、その後8月4日までの間に気づいたことがありましたら、個別にメールを差し上げるとかはしてもよろしいですか。

○川崎部会長 そこはもう無理のない範囲で、対応できる範囲でということになると思いますので、努力目標が10日と考えていただければと思います。

○小西臨時委員 最終的には、4日に質問やコメントも言える思っておけばいいですか。

○川崎部会長 そうですね。ただ、先ほども申しましたが、審議も終局に入っておりますので、全く新たな論点の立ち上げというより、確認事項ということで、お願いします。

○小西臨時委員 答申案の完成版が4日に出てくるのだったら、絶対にそれまでにコメントや質問を言わなければいけないなって思いお聞きしました。でも、4日を経てまた答申案が出てきてメール確認、やりとりという感じならば、少し気持ちが楽だなんて思ってお聞きしました。

○川崎部会長 少しその辺りは事務局からも補足していただきます。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 御意見ありがとうございます。

次回部会が8月4日なのに、追加意見について、すごく締切りが早いなと思われたと思いますので、補足いたします。2つあります。

まず、答申案なのですが、今日、審議を終えた部分に関しては、8月4日の部会で案をお示しします。なので、今日審議を終えている部分に関しては8月4日に答申案という形で出ます。ただ、今日宿題をいただいている部分に関しては、現時点で答申案を書けませんので、Pということで、その部分については、8月4日の審議を終えてから書きます。それが1点。

それから、少し前のめりというか、部会長に御相談していないうちにお話をしてしまうのですが、この際申し上げますが、7月10日と少し早めにしましたのは、今日の審議でもお分かりのとおり、かなりやり取りがありました。ですので、本日示された皆様からの御意見を農林水産省に投げかけて回答をもらって、それを次回の部会までに一度委員の方々にお見せして、いかがでしょうかと追加意見をいただく時間を作ることができるかなと、今、事務局として思っているのです。そういった事前のやり取りを考えると7月10日という少し早めの設定でも仕方がないかな、御理解いただけるかなというところがございます。ただ、追加でも御意見があれば可能な範囲で対応します。

○小西臨時委員 分かりました、丁寧にありがとうございます。それを聞いて安心しました。PのところはPで残り、現在までで皆様の御意見がまとまっているところは書き始め、かつ農林水産省に渡して回答をいただいた箇所も7月10日から8月4日までの間に、できた部分は事前に見せていただけるということで非常に安心しました。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。内山統計審査官と特に相談はしていませんでしたが、まさに私もそういうイメージでおりましたので、その線で進めてまいりたいと思います。

ということで、10日過ぎたら何も言うてはいけないということは全くありませんので、ただ、流れの中でいろいろ御相談しながら進めるということをお聞きいただけたらと思

ます。

ということで大変長時間にもわたりましたが、御協力ありがとうございました。それでは、いろいろタイトなスケジュールでいろいろお願いしておりますが、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

では、これで本日の会議、終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。